

(No.12)

1. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日建設省河政発第52号、建設省河川局長通達)の記の五の1(11)

五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について

1 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

(11) 第三十四条第一項(権利譲渡の承認)の審査基準について

第二十三条から第二十五条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができるものであること。

① 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。

② 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

2. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」(平成6年9月30日建設省河政発第53号、建設省河治発第73号、建設省河開発第118号、建設省河砂発第50号、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長及び砂防部砂防課長通達)の記の一の1(8)

一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について

1 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について

(8) 第三十四条第一項(権利譲渡の承認)関係

局長通達五1(11)の審査に当たっては、異なる目的への許可に基づく権利の譲渡は認められず、例えば、第二十三条の水利使用の許可に基づく権利の譲渡について、工業用水道のための流水の占有の権利を上水道のための流水の占有の権利として譲渡するような形態は、両者の水利使用の目的が異なるので認められないこと。

一方で、このことは、既存の許可に基づく権利を廃止し、新たに異なる目的を有する許可の申請を行うことを妨げるものではないこと。

また、原則として、当該権利を譲り受けようとする者が、新たに当該権利に係る許可の申請を行うとすれば許可することができると認められる者である場合に承認することができるものであること。